

## 通級による指導担当教員の研修体制に関する一考察

－特別支援教育センターの研修講座の実戦から－

### A Consideration on Training System for Teachers in Charge of Special Support Services in Resource Rooms

－Based on practice of training course at Special Needs Education Center－

岡野 由美子

Yumiko OKANO

#### 要旨 (Abstract)

本稿では、特別支援教育センターによる、通級指導教室担当教員等研修講座の充実に向けた取り組みについて考察する。通級指導教室の設置数は、全国的にも増加傾向が続いており、初めて担当する教員の数もそれに伴って増加している。特別支援教育が始まって10年以上が経過し、高等学校における通級による指導も昨年度から始まった今、改めて通級による指導のあり方が問われている。研修内容を充実するために、教職員のニーズについてアンケートを実施し、講座の内容を充実して反映した。担当教員の資質向上を図るための研修のあり方について論じることとする。

キーワード 特別支援教育、研修体制、通級による指導

#### I. はじめに

高等学校における通級による指導が、平成30年度にスタートした。通級による指導は、言語障害のある児童生徒を対象として行われたのが始まりとされ、平成5年の学校教育法施行規則の一部改正により、小学校・中学校において制度化された。この時には、LD等のある児童生徒は通級による指導の対象とはなっていなかったが、平成15年の「特殊教育」から「特別支援教育」への転換を機に、特別な支援を要する児童生徒への対応が協議され、平成18年に新たにLD等のある児童生徒を対象とするよう見直しが図られた。

また、平成24年には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省, 2012）によって、障害のある子と障害のない子が共に同じ場で学ぶことを追求すると共に、個別の教育的ニーズのある子どもに対し、自立と社会参加を見据え、その時々で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要であるとの考え方が示された。

このような制度の改正のもと、通級指導教室数は年々増加を続け、対象児童生徒数も増加し続けてきた。文部科学省による「特別支援教育資料」（平成29年度）（文部科学省, 2018）によると、通級による指導の設置学校数は、公立小学校で4,399校、公立中学校で809校、合計5,283校（特別支援学校の75校を含む）となっている。また、対象

児童生徒数は、公立小学校で96,996人、公立中学校で11,950人、合計108,946人となっている。また、文部科学省による「平成30年度 通級による指導実施状況調査結果」によると、対象児童生徒数は、平成30年度は122,394人で、前年度から13,448人増加している。このように、小・中学校における通級による指導は教室数、対象児童生徒数ともに年々増加傾向が続き、個別の教育的支援を必要とする児童生徒が増加していることがうかがえる。

個別の支援に対するニーズは増加しており「特別支援教育」や「通級による指導」については小中学校の現場ではかなり認知され、各学校においてそれぞれ推進がされている。

しかし、課題が無いとはいえ、教育現場では様々な困難を抱えていることも事実ではないだろうか。通級による指導を行うには、個々の実態に応じた個別の教育課程を編成する必要がある。そのためにも、個々の学習やつまづきについてのアセスメントを行い、一人一人の教育的ニーズを把握した上で個別の指導計画を立て、限られた時間の中で指導を行うことが求められる。この作業は、残念ながら経験の浅い教員にはなかなか難しいと言える。やはり学習障害や注意欠陥多動性障害、自閉スペクトラム症などの障害についての基本的な知識や様々な支援の手立てなどを考えられる人材を育成することが必要である。しかし、通級による指導の担当者は、教職員の異動や校内体制など様々なことを総合的に判断し決定されるのが通例であり、通級による指導の担当者が特別支援教育の専門家であるかという点も必ずしもそうではない現実がある。担当者間の引き継ぎや担当者の計画的な養成等は課題として上がりながらもすぐに解決できる問題ではない。さらに通級による指導の担当者の人数は、各自治体の設置学校数が少ないために少人数となることが多く、担当者が集まって研究協議を行ったり、情報交換をしたりする機会が少ない現状もある。

このような実態から通級による指導の担当教員への研修をはじめとする研修講座の充実が急務であり、今後の小・中学校における特別支援教育の充実と発展にも関連する重要な課題となっている。

一方、高等学校における通級による指導は平成30年より開始されたが、小・中学校とは異なる学校の特徴があり、単位認定や教育課程等の体制整備等、導入にも実施にも様々な課題がある。まだ開始間もなく実績が明らかになってくるのは今後となるが、特別支援教育の推進と共に高等学校の教育に大きな変革をもたらす可能性がある。そこを担う教員の育成も、小・中学校と同様に急務である。

## II. A県の特別支援教育の現状と通級指導教室の増加

A県では、平成31年から「特別支援教育第三次推進計画」を策定、推進している。それによると、連続性のある多様な学びの場における教育の充実（縦の連携）の中で、「通級指導教室の拡充と指導の充実」として、次のようなことが挙げられている。

- ・ 通常の学級での学習や生活に生かされる指導を展開するため、研究会等を開催するなど、効果的な実践事例を収集・発信し、教育内容・方法の充実を図る。
- ・ 担任と通級指導担当教員は、各教科等と通級による指導の関連を図るなど、教員間の連携に努め、個別の指導計画を定期的に見直す。

通級指導教室の拡充としては、平成25年度には167教室だった教室数が、平成30年度には192教室となり、年々増加している。A県でも全国的な流れと差異なく、教室数、対象児童生徒数ともに増加傾向にあると言える。

また、A県では平成30年度の高等学校における通級による指導の開始時に、全国的にも最多となる県立高校9校に設置し、指導を開始した。導入にあたっては様々に検討を重ねて始まった通級による指導であるが、課題として、中学校の教員、保護者、生徒等に対して、高等学校における通級による指導の教育課程上の位置づけや単位認定等

に関する情報が十分に行き渡っているとは言えないことを挙げ、啓発や研修、縦の連携の充実を推進方策に掲げ、取り組まれている。

平成29年に公示された小学校学習指導要領では、通級による指導について、新たな、そして明確な記述がなされている。

第1章総則 第4の2の(1)のウ

ウ 障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同様の記述がなされている。

また、小学校学習指導要領解説 総則編における解説は次のとおりである。

「学校教育法施行規則第140条の規定による特別の教育課程について定める件の一部を改正する告示」（平成28年文部科学省告示第176号）において、それまで「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための特別の指導を含むものとする。」と規定されていた趣旨が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう「特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる」と改正された。つまり、通級による指導の内容について、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導であるとの位置付けが明確化されたところである。

これまでの規定をさらに正確に把握し取り組むことができるよう、具体的に示している。このことが学習指導要領に明確に示されたということは、小学校・中学校の管理職をはじめ、通級による指導の担当者はもちろん、全ての教職員がこれを理解することが求められている。

通級による指導を受ける児童生徒の在籍は通常の学級にある。教育課程の全てを通級指導教室で行うわけではなく、学校生活の主軸は通常の学級にある。そして、月に1時間から週8時間という範囲で通級による指導を受け、教員は其中で適切な指導を行うこととなる。この限られた時間の中で、何をどのように指導すればよいか、また通常の学級で過ごす大半の時間にどのように影響させていくべきか、さらに将来の自立と社会参加に向けた指導とはどのようなものか、ということをまずは担当者が見立て、個別の指導計画に反映し、指導を実施し、適宜評価をして進めていくことが求められる。そして、その通級による指導が、通常の学級でどのように活かされていくかは、通常の学級の担任の理解にも左右される可能性がある。このように考えると、通級による指導と通常の学級の教育とは連携が密にあることが重要である。そのために、通級による指導の担当者は、自ら積極的に通常の学級担任と情報共有を図り協力体制を構築するなどの調整等の力も求められることになる。

A県では、このような通級による指導の担当者のスキルアップを図るため、特別支援教育センターにおける研修講座の充実を図っている。

通級指導担当教員講座は、平成29年度に小・中学校の担当者全員の悉皆研修として実施を再開した。それまでの数年間は、通級による指導が軌道に乗ったとして、それまで悉皆で行ってきた研修を希望者のみの参加とする研修としていた。開催する側には、経験の浅い担当者や課題意識のある教員を対象としたいというねらいがあった。しかし、経験の浅い担当者が研修を希望しているかという点と必ずしもそうではない。また、自由参加の研修には、自分の日々の授業やその準備などが優先であるため、行きたくても行けない、という声が聞かれていた。つまり、学校内に一人しかいない通級指導の担当者が受講したい意向はあっても、実際には週に一度しかない指導の時間を割いて、研修に出向くことは難しい状況があるということだった。確かに、通級による指導は担当教員が出張等で不在の場合、代わりに他の教員がその授業担当というよりも、対象児は在籍のある通常の学級で授業を受けさせるというケースが多いと思われる。このような現状から、自ら希望して出張に出向くということは心理的にも難しい状況があり、研修の持ち方について課題となっていた。

さらに、数年間悉皆研修を実施してこなかったために、担当者が交代し、以前の研修を受講している担当者も年々少なくなってきたり、新たな担当者への研修の実施についても課題となってきた。

このような現状を踏まえ、通級による指導の担当者の研修の機会を確保するという観点から、平成29年度に悉皆研修として復活をさせ、さらに平成30年度からは年間2回の研修体制を整備した。

悉皆研修に集まる県内の通級による指導の担当者は、経験年数、地域、様々に異なる背景がある。それぞれ異なる背景を持った受講者が、それぞれに有意義な時間となる研修のあり方について、検討することが重要となった。受講者のニーズを情報収集し、それを踏まえ、主催者側が伝えたい内容と受講者が学びたい内容を組み合わせながらより充実した研修とするため、アンケートを実施した。

### Ⅲ. アンケートの実施

- (1) 目的 次年度の研修講座の内容の検討をするため、通級指導担当者が「知りたい」「学びたい」と感じている内容を把握する。
- (2) 対象 平成30年度通級指導担当教員等研修の受講者
- (3) 実施日 平成30年 研修講座実施日
- (4) 回答数 51名
- (5) 方法 紙面によるアンケート 研修会実施日に回答

(6) 結果

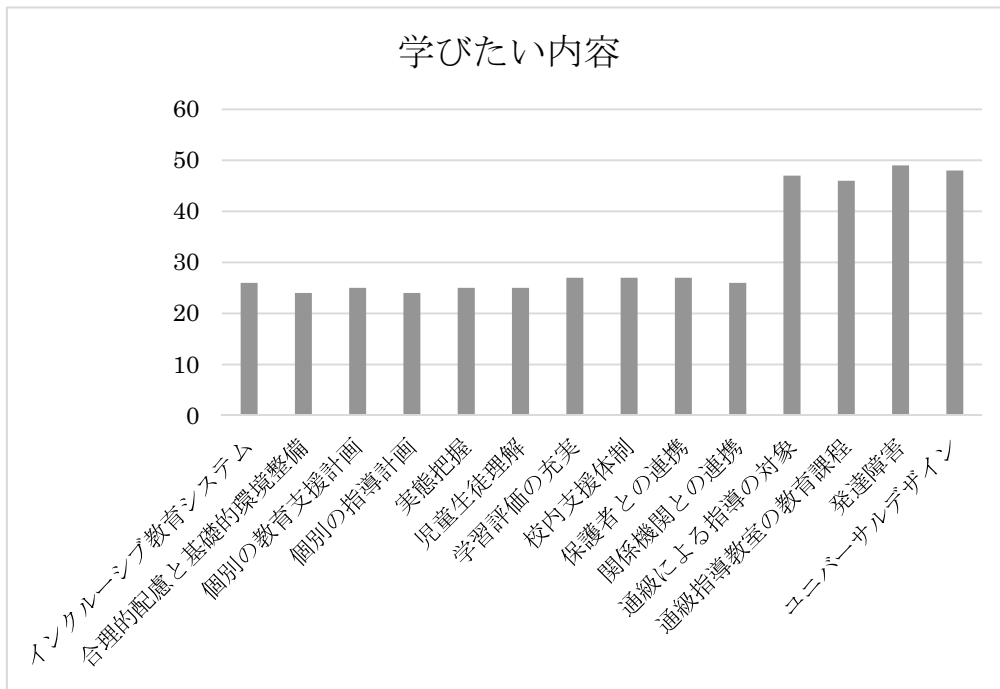


Fig. 1 研修で何が学びたいか (複数回答)

「どんなことが学びたいですか」という問いに対し、複数回答可として回答を求めた結果がFig.1の通りである。

特別支援教育全般の知識についてたずねた項目では、約半数の受講者が学びたいと回答している。「通級による指導の対象について」「通級指導教室の教育課程について」「発達障害について」「ユニバーサルデザインについて」といった、いわゆる通級による指導の担当者に特に求められる専門的な知識について、学びたいという回答が多い。「通級による指導の対象となる児童生徒について」は、51名中47名、「通級指導教室の教育課程について」は、51名中46名、「発達障害について」が51名中49名と最も多くの受講者が学びたいと回答、「ユニバーサルデザインについて」は51名中48名が学びたいと回答していた。いずれも、通級による指導の担当者が知っておくべき内容であるが、担当となり、知りたいと思うことも通級による指導の経験者が近くにいないとすぐに尋ねることは難しい。実際、校内に多くの学校では通級による指導の担当者は1名であり、多くても2名、前年度までの担当者が同じ学校に在籍しているとは限らないことが多い。各市町単位で見ても、通級による指導の担当者は数名であるため、気軽に教え合うことが可能な環境ではないため、研修の内容として取り上げて欲しいとのニーズが高いことが考えられる。

また、特別支援教育全般に関する知識である、「インクルーシブ教育システム」「合理的配慮と基礎的環境整備」「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」「実態把握」「児童生徒理解」「学習評価の充実」「校内支援体制」「保護者との連携」「関係機関との連携」についても、それぞれ約半数の担当者が知りたいと回答している。経験の浅い担当者が知りたいと回答している傾向があり、新たに通級による指導の担当となった教員が、とにかく特別支援教育に関するすべてのことを学ぶ必要があると考えている実情がうかがえる。

このことは、裏を返せばこれまで通常の学級の担任をしていた教員が、特別支援教育の知識がそう高くはないという実態を示している。これは、今後の学校現場における大きな課題であり、今後、特別支援教育を通常の学級の担任にどのように理解を促していくかを喫緊に検討し、推進していくことが求められていると筆者は考える。

#### (7) 考察

初めて通級による指導の担当になると、まず何からすれば良いかが分からないため困惑した、という教員は少なくはないだろう。通常の学級には、あらかじめ学習指導要領に定められた学年の目標と内容があり、それに準拠した教科用図書があり、その単元、題材の意図や指導目標、さらにベーシックな学習展開例までが各教科書会社から提供されており、担任はそれに沿って年間指導計画を立てて指導を進めている。ところが、通級による指導にはそのようなものはない。個々の実態に即した個別の指導計画を立て、それぞれの指導目標を立て、個別の教育課程を作成し、指導していくのである。実態を把握し、どのような指導が必要かを考えたり、このような困難さを克服するための指導法を考えたりすることは、通級による指導の担当者の大きな役割でもある。そこで、「どんな指導法があるのか」「どのような目標が適切なのか」など、多くの疑問が生じ、「学びたい」というニーズにつながってくる。

全ての受講者のニーズに応えることは限られた研修の中では難しく、受講者のニーズのみを取り入れた研修内容を組み立てるだけでは、本来の研修講座の目的は達成できない。主催者として、受講者には必ず知っておいて欲しい内容がある。それは明日からすぐに使える授業のネタのようなものではなく、教育法規や学習指導要領をはじめとした基本理念から、通級による指導の流れや意図など、より根本的で基本的な部分であることが多い。受講者は、明日すぐに役立つものを求めがちであり、各研修講座の感想用紙にはそのような記述が毎回あるが、受講者のニーズには合致しにくい部分であってもここでしか学べないような理論も研修として取り入れていくことは県立のセンターとしての使命であるとも考える。

受講者のニーズと、主催者の意図、その両側面から研修内容を構築し、全2回の研修内容を見直すことが重要であると考え、内容の検討を行った。

#### IV. 研修講座の充実

(1) 学校種ごとの研修内容を充実するため、小学校、中学校、高等学校それぞれで各2回の講座を計画した。この機会を通じて各地域の通級による指導の担当者をつなぐこと、経験年数の浅い教員と長い教員とが情報共有できるグループ編成をすることなどを工夫し、研修のねらいが達成できるような研修内容を計画した。

また、通級による指導の担当者にとってアセスメントの理解は重要である。発達障害については基本的な知識のある者が担当者になっていると想定し、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉スペクトラム症（ASD）それぞれについて、より専門的な知識が身につけられるような内容を考えた。しかし、その全てを網羅することは2回の研修では難しい。通級による指導の担当者は単年度で交代することは稀で、少なくとも2、3年は継続して担当するであろうとの想定のもと、年度ごとに一つの障害について取り上げ、より専門的な研修を実施していく計画とし、まずは学習障害（LD）について研修を実施することとした。

小学校、中学校、高等学校それぞれの研修講座に大学教員を講師に招聘し、学習障害（LD）のアセスメント及び実態把握について、専門的な知識が得られるよう講義を実施した。

講座の種別は以下のTable 1の通りである。

Table 1 A県 2019年度 通級指導教室担当教員等研修講座一覧

種別	回数と開催時期	講師
小学校通級による指導担当講座	全学校種別ともに、全2回の連続講座 (5月ごろと1月ごろ)	指導主事 大学教員
中学校通級による指導担当講座		
高等学校通級による指導担当講座		

例として、小学校通級による指導担当講座の内容をTable 2に示す。

Table 2 小学校通級による担当講座の研修内容

回	講座形態	内容	講師
第1回	講義	① 障害特性の理解と指導・支援 ② 自立活動の選定と個別の指導計画	大学教員 指導主事
第2回	実践発表 協議・演習	① 自立活動の指導 ② 通級による指導の具体的実践	指導主事 通級による指導担当教員等

### ① 第1回

大学教員から、主に学習障害(LD)のある児童生徒のアセスメントと指導・支援について様々な事例を用いて講義を受けた。

学習障害(LD)の主要な状態として、読み書きの躓きがある。読み書きに躓きがあると、授業中にスラスラと音読できずに恥ずかしい思いをしたり、書くことに時間がかかりいつも遅いと注意を受けたり、漢字が書けず、テストの成績が思うように上がらなかったりする。このような状況に置かれている児童生徒は、わかっているのに書けないといったジレンマや自分はできない、という自己肯定感の低下を招き、学習に意欲を持ってなくなってしまうことも多い。また、教員もなぜ書けないのか、どう指導すれば良いのかわからず悩むことも少なくないと考えられる。読み書きに躓きがあるとはどのような状態なのか、また、その指導・支援とはどのようなものかについて詳しく説明を受けた。

そして、通級による指導における個別の指導計画のあり方、自立活動の選定について講義を実施した。自立活動の6区分27項目の内容を踏まえ、実態把握から指導目標およびその具体的な指導方法を考え、グループで協議を行った。経験の豊かな担当教員から、様々な具体的指導法の提案があり、経験の浅い担当教員も支援方法のレパートリーが増え、今後の指導に取り組む意欲が持てる内容となった。

### ② 第2回

自立活動の指導について、ケース検討および通級による指導担当教員の実践発表により具体的実践について理解を図る。

全受講者の中から、代表としてある程度経験のある教員に発表を依頼した。

この実践発表は単なる発表ではなく、まず事例の対象児童生徒の実態をアセスメントしたところまでを話題提供してもらう。その内容を受け、個々に指導目標を検討し、各グループ協議を行う。協議によって、指導目標と具体的な指導について話し合い、ブラッシュアップしていく。この流れで留意すべきことは、実態把握から指導目標をたて、そこに向かうためにどのような指導をするかということから外れないことである。具体的な指導例を考える際、教材ありきになり、本来の指導目標からずれてしまうことがある。また教材づくりそのものに視点の中心が向いてしまい、実態や目標が見えてこない物が完成してしまうことがある。

このようなことは実際の現場でも起こりがちであり、それが指導の成果を鈍らせたり、適切な評価ができずにただ蔓延と指導を継続してしまったりすることに陥ってしまう。

グループごとの協議のあと、全体共有を図る中で、そのような状況に陥ったグループがないかどうか、比較、評価しながら他のグループの発表を聞く。

そして、最後に実践発表者の見解と指導の実際を説明してもらおう。これが正解ということではないが、それを聞くことで自分たちのアセスメントの振り返りをし、今後に活かしてもらおうことが大切であると考え、このような流れを計画した。

## (2) 自立活動についての研修内容を充実

平成30年度から全2回の悉皆研修として位置付けた本研修であるが、平成30年度は、講師招聘ではなく、指導主事が講義を行い、通級による指導とは何か、自立活動の指導とはどのようなものかという基礎基本的な内容を中心に講座を開催した。

一つの事例の実態を把握、目標の設定をし個別の指導計画を立てるという内容は、通級による指導の実際の現場で行う内容である。普段は個々に行なっているこの作業をグループで考えることで、一人の見解とはまた異なる意見も得ることができ、実践力を高めることができる。そのため、グループも異なる地域で経験年数もバラバラの担当教員が集まるよう編成した。実態把握の難しさや通級指導のあり方について理解が深まったという声や、このような研修で自分のアセスメント力を高めることができ、他の先生の話が参考になったという声が多かった。しかし、年間2回という貴重な機会でもあるので、各地域の近くの担当の先生と話す時間が欲しかったという意見もあった。

さらに、学習指導要領の改訂により、通級による指導が、単に各教科の学習の遅れを取り戻すための指導など、通級による指導とは異なる目的で指導を行うことができると解釈されることのないよう改正された（文部科学省、2017）ことを受け、「自立活動」の指導に重点を置いた研修内容を計画した。教科の補充ではない、とはどういうことか。各教科の内容を扱ってはいけないのか。通級による指導の担当者に誤解を招くことのないよう、講義によって落とし込む必要があった。

## (3) 参加型研修のあり方

教職員研修の手引き2018－効果的な運営のための知識・技術－（独立行政法人教職員支援機構、2018）によると、「研修は、受講者が主体的・共同的に学ぶアクティブ・ラーニング型研修への転換を図っていく。知識等の伝達・獲得など概念的理解に適した「一斉学習（講義等）」と、受講者の経験や能力等を創発的発想に生かすなど、具体的理解に適した「自律的学習（演習等）」を適切に組み合わせ、目的に応じてバランスよくプログラムを設計する。」と述べられている。

つまり、知識のレクチャーばかりでもなく、受講者の主体的な参加が望まれる協議や演習などをバランスよく取り入れることが効果的な研修であり、内容に応じて有効な方法を見出していくことが重要であると考えている。

本講座では、知っておくべき知識は講義で行う。そして、普段、自分が行っているアセスメントについて同じ立場の者が集まって検討し、学び合う場はなかなか持つことができないという現状から、この講座ではそのための時間を確保し、主体的に意見を出し合い、考える活動を取り入れた。経験の浅い担当者は疑問に思うことを問い、経験のある担当者が相手にわかるように説明をする。経験のある担当者も、丁寧に説明するために



思いを言語化することで、自らの知識を再構築したり新たな知識として取り入れたりできる。これも一つのケース検討の経験として今後に生かせるものであると考える。

#### (4) 情報の提供

研修講座以外にも情報提供機関としての役割も担っているセンターとして、様々な機会を通して、受講者に情報の提供を図ることも教員の資質向上に資する上で重要である。

特別支援教育センターは、県内の特別支援教育に関する情報提供機関としても中心的な役割を担っている。遠隔地の学校やなかなか出張に出られない場合でも、いつでも必要な情報を知りたい時にアクセスでき、糸口となる情報が提供できるよう、ホームページ等を中心に発信を続けることも大切である。

### V 受講者の感想

第1回研修の受講者の感想と評価をTable 3. 及び4. に示す。内容によって感想も様々であるが、概ね、満足できたとの評価であった。

なお、第2回の研修は1月実施予定である。

Table 3 第1回研修の受講者による感想

<p>自立活動の選定の手順が難しい。          実態把握が難しく、あっという間に時間が過ぎてしまった。          WISC-IVなどの検査のことがわからなかったが、始めに説明をしてもらえたので内容を考えることができた。          同じケースでも、人によって気になるところが様々で、気づかされるが多かった。          グループの先生方の意見を聞いて、なるほど、と思うことがたくさんあった。          経験の豊富な先生がおられ、色々な書籍や教材などをタブレットなどで紹介してもらった。今後の指導に役に立てることができそうなものを教えてもらえてよかった。</p>
--

Table 4 受講者による研修評価

	非常に満足できた	満足できた
第1回	49%	49%

Table 4の受講者による研修評価では、「非常に満足できた」「満足できた」「あまり満足できなかった」「満足できなかった」の4段階評価を取った。第1回研修で98%の受講者が「満足できた」という評価をしている。

### VII 終わりに

受講者全員のニーズに応えることは難しい。これはどの研修にも言えることである。特に、本研修講座のように悉皆で行う場合、受講者は、「学びたい」という意欲面ですでに差がある状態で参加していることになる。どの立場であっても学びがある研修となるよう、実施後に評価、修正を加えることは必須である。また、本研修は通級による指導についての研修であるが、その先にどのような効果があるかを考えることも忘れてはならない。受講者の

学校にはこの講座を受けていない教員、保護者、児童生徒がいる。受講者のスキルアップや啓発という視点が、直接的ではなくとも、それぞれの学校で特別支援教育や通級による指導についての理解を促し、校内体制に影響を及ぼすことは少なからずあると考える。即時性はなくとも、着実な成果となり得る可能性がある。

#### 【参考文献】

- ・文部科学省 小学校学習指導要領（平成29年告示）
- ・文部科学省 中学校学習指導要領（平成29年告示）
- ・文部科学省 小学校学習指導要領解説 総則編
- ・文部科学省 障害に応じた通級による指導の手引 改訂第3版 平成30年
- ・文部科学省 特別支援教育資料（平成29年度） 平成30年
- ・文部科学省 平成30年度 通級による指導実施状況調査結果 平成30年
- ・独立行政法人教職員支援機構 教職員研修の手引き2018－効果的な運営のための知識・技術－